

令和3年10月7日

お客さま各位

佐賀信用金庫

普通預金の口座解約時におけるお届印の押印について

平素より、佐賀信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、当金庫では普通預金の口座残高が1万円未満の口座解約手続きにつきまして、以下の条件を満たす場合に限り、**お届印の押印を不要とする取扱いを開始いたします。**

記

1. お取扱いができる条件

(1) 対象となるお客さま

個人または、個人事業主のお客さま

(2) 対象となる預金口座

預金残高が1万円未満の普通預金口座（総合口座、決済用口座・貯蓄預金口座）

(3) お手続きに必要なもの

- ① 通帳およびキャッシュカード
- ② 顔写真付きの本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカードなど）

- ※ キャッシュカードが見当たらない場合は、ご持参頂かなくても結構です。
- ※ ご本人さまによるお手続きに限ります。 代理人さまによるお手続きはできません。
- ※ お手元の通帳残高が1万円未満でも、その後の入金等により、実際の口座残高が1万円以上となっている場合はお取扱いができません。 お届印が必要となります。
- ※ 通帳を紛失されている場合は、お取扱いができません。 お届印での手続きが必要です。

2. お取扱いができないケース

- (1) 「投資信託」・「国債」の指定口座である場合
- (2) お借り入れやカードローンの返済用口座である場合
- (3) 当金庫出資金の配当金受取口座である場合
- (4) 個人のインターネットバンキングの利用口座である場合

3. 取扱開始日

令和3年11月1日（月）

以上